

令和6年度 電気使用量・光熱水費の実績

1 電気使用量

(単位 kWh)

北方保育所
119,517

2 光熱水費

(単位 千円)

北方保育所
2,865

特別保育事業補助金交付基準表

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
1 障害児保育 事業 費	障害児保育に従事する職員の職務を補助させるための補助職員費として 1 特別児童扶養手当受給児童 1 名に 保育士 1 名 月額 211,150円 ただし、中度または軽度の特別児童扶養 手当受給児童が、同一学齢に 2 名いる場 合は、保育士 1 名(月額211,150円)と、5 時間パート保育士 1 名(月額123,600円) 2 障害児 2 名に保育士 1 名 月額 211,150円 または、5 時間パート保育士 2 名 月額 123,600円 (1 名につき) 3 障害児 1 名に 5 時間パート保育士 1 名 月額 123,600円 4 障害児の延長保育 (1) 障害児 1 名及び 2 名に対し 3 時間パート保育士 1 名 1,450円×3時間×出勤日数 (2) 障害児 3 名及び 4 名に対し 3 時間パート保育士 2 名 1,450円×3時間×出勤日数×2名 (3) 障害児 5 名及び 6 名に対し 3 時間のパート保育士 3 名 1,450円×3時間×出勤日数×3名 4 障害児の一時保育 (1) 障害児 1 名に対し日々雇用保育士 1 名 11,220円×出勤日数	・人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与	第 1 ～ 第 4 四半期

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
2 延 長 保 育 事 業 費	1 補助金の算出は、以下のとおりとする。 (1) 短時間認定児受入時間帯（8時間）を超える延長保育 ア 1時間延長 開所時間内で、各保育所が設定した短時間認定児の保育時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下、「平均対象児童数」という。）が1人以上いる保育所については次の年額を補助する。 【基準額】20,200円 （短時間認定児童数1人あたり年額） イ 2時間延長 開所時間内で、各保育所が設定した短時間認定児の保育時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均児童数が1人以上いる保育所については次の年額を補助する。 【基準額】40,400円 （短時間認定児童数1人あたり年額） ウ 3時間延長 開所時間内で、各保育所が設定した短時間認定児の保育時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内平均対象児童数が1人以上いる保育所については次の年額を補助する。 【基準額】60,600円 （短時間認定児童数1人あたり年額）	・人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与 ・事業費支出 給食費 保育材料費 水道光熱費	第4四半期

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
	(2)標準時間認定児受入時間帯（１１時間）を超える延長保育 １１時間開所の前後に延長保育事業を実施する保育所は、延長保育を実施する経費として、事業開始月（開始月が４月の場合は、４月または５月の何れかによる）の各週の最多利用日を実施週数で平均し、小数点以下第１位を四捨五入した数を「平均実利用児童数」とし補助する。なお、祝日等により開所日が週４日以内の週がある場合、当該週を除いて算定しても差し支えないものとする。 ただし、平均実利用児童数が年度途中において変動し、その状態が３ヶ月以上継続している場合は、人数別の適用区分を変更することができる。 なお、実利用児童は、１１時間開所の前後の時間において、 ア １時間延長は、３０分を超える時間まで イ ２時間延長は、１時間３０分を超える時間まで ウ ４時間延長は、３時間３０分を超える時間まで エ ６時間延長は、５時間３０分を超える時間まで の延長保育を利用した児童をいう。		第１～第４ 四半期

項 目	基 準 額				対 象 経 費	備 考
2 延 長 保 育 事 業 費	① 平均実利用児童数3人以上の場合の1か所当たりの年額上限					第1～第4 四半期
	1日当たりの 平均実利用児童数	1か所当たり年額（円）				
		1時間延長	2時間延長	4時間延長	6時間延長	
	3人～5人	315,000	851,000	1,942,000	2,205,000	
	6人～9人	1,272,000	1,704,000	3,885,000	4,410,000	
	10人～19人	1,493,000	2,255,000	4,725,000	5,670,000	
	20人以上	1,760,000	2,761,000	5,673,000	6,704,000	
	② ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合の月額上限					
	1日当たりの 平均実利用児童数	1か所当たり月額（円）				
		1時間延長	2時間延長	4時間延長	6時間延長	
	3人～5人	26,250	70,980	161,910	183,750	
	6人～9人	106,000	142,070	323,820	367,500	
	10人～19人	124,430	187,950	393,750	472,500	
	20人以上	146,670	230,080	472,750	558,670	
	③ 事業開始月における平均実利用児童数が1人又は2人の場合、次の年額を上限とし補助する。 1か所当たり 300,000円					
	2 AB階層の世帯に属する対象児童にあつては、1人につき以下の金額を補助する。 1時間延長 2,500円 2時間延長 6,000円 4時間延長 12,000円 6時間延長 15,000円 ※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。					

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考																									
3 一 時 保 育 事 業 費	一時保育事業を実施する保育所には、次により算定された額を補助する。	・ 人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与 ・ 事業費支出 給食費 保育材料費 水道光熱費	第 1 ～ 第 4 四 半 期																									
	1 利用時間に応じ適用される下表の単価に、延べ利用児童を乗じて得た額																											
	<table><tr><th colspan="2">1 日 の 利 用 時 間</th></tr><tr><th>4時間以内</th><th>4時間を超える</th></tr><tr><td>9 0 0 円</td><td>1 , 8 0 0 円</td></tr></table>			1 日 の 利 用 時 間		4時間以内	4時間を超える	9 0 0 円	1 , 8 0 0 円																			
	1 日 の 利 用 時 間																											
	4時間以内			4時間を超える																								
	9 0 0 円			1 , 8 0 0 円																								
	2 下表に定める「生活保護法による被保護世帯、その他生活が特に困窮している世帯及び、非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯」の区分の利用料により利用した児童につき、同表に定める「一般」の区分の利用料との差額																											
	<table><tr><th colspan="2">対象児童の登録する 年度初日 (4月1日)に属する区分</th><th rowspan="2">利用料 (日額)</th></tr><tr><th>世 帯 区 分</th><th>年齢区分</th></tr><tr><td rowspan="2">一 般</td><td>3 歳 未 満 児</td><td>2 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>3 歳 以 上 児</td><td>1 , 5 0 0 円</td></tr><tr><td colspan="2">① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td colspan="2">② その他生活が特に困窮している世帯</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">③ 非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td colspan="3">ただし、1か所当たり5,400,000円を限度とする。</td></tr><tr><td colspan="3">※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。</td></tr></table>			対象児童の登録する 年度初日 (4月1日)に属する区分		利用料 (日額)	世 帯 区 分	年齢区分	一 般	3 歳 未 満 児	2 , 0 0 0 円	3 歳 以 上 児	1 , 5 0 0 円	① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		5 0 0 円	② その他生活が特に困窮している世帯			③ 非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯		0 円	ただし、1か所当たり5,400,000円を限度とする。			※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。		
	対象児童の登録する 年度初日 (4月1日)に属する区分			利用料 (日額)																								
	世 帯 区 分				年齢区分																							
一 般	3 歳 未 満 児	2 , 0 0 0 円																										
	3 歳 以 上 児	1 , 5 0 0 円																										
① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		5 0 0 円																										
② その他生活が特に困窮している世帯																												
③ 非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯		0 円																										
ただし、1か所当たり5,400,000円を限度とする。																												
※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。																												

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
4 保 育 士 加 配 事 業 費	「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に基づく基準（5:1）により配置される保育士の数と、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（6:1）に基づいて配置される保育士の数に相違が生じる月に、次により算定された額を補助する。 保育士 月 額 211,150円 ※ただし、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算が対象となる月においては、対応する配置基準を算定に用いる。 ※令和6年4月1日から適用する。 ※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。	・人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与	第1～第4 四半期
5 調 理 員 加 配 事 業 費	食物アレルギー児対応のための調理に従事する職員の職務を補助させるための補助職員費として <補助対象> （1） 定員40人以下の保育所 食物アレルギーを有する児童が3人以上入所していること （2） 定員41人以上90人以下の保育所 食物アレルギーを有する児童が5人以上入所していること （3） 定員91人以上150人以下の保育所 食物アレルギーを有する児童が7人以上入所していること （4） 定員151人以上の保育所 食物アレルギーを有する児童が9人以上入所していること 4時間パート調理員 1人 1,340円×4時間×出勤日数 別表に定める交通費	・人件費支出 非常勤職員給与	第1～第4 四半期

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
6 地 域 活 動 事 業 費	特別保育事業の推進及び地域の需要に応じた幅広い活動を推進するための事業補助費として 1 特別保育推進事業 障害児保育 対象児童入所月 4人 1施設 年限度額 500,000円 2 特別保育科目設定実施事業 (指定保育所のみ) 1施設 年限度額 150,000円	・人件費支出 非常勤職員給与 ・事業費支出 業務委託費、手数料 損害保険料 旅費交通費 消耗品費 器具什器費 修繕費 通信運搬費 印刷製本費 雑費 ・事業費支出 給食費 保健衛生費 保育材料費 水道光熱費 器具什器費 雑費	第4四半期

別 表

補助単価 (交通費)	公共交通機関利用	日額	上限900円	
	交通用具利用	日額	450円	
		月額 (上限)	片道5km未満	2,000円
			片道5km以上 10km未満	4,200円
			片道10km以上 15km未満	7,100円
			片道15km以上	10,000円

※ ただし、法人が支払う交通費（通勤手当）が上表の補助単価に満たない場合はその額を補助額とする。

北九州市児童福祉施設等第三者評価事業（保育所関係）概要

社会福祉法では、事業者は自ら提供するサービスの評価を行い、良質で適切なサービスの提供に努めること、また、サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるような情報の提供に努めることとされている。

北九州市は、これらの事業者の自主的な活動を支援するため、「評価を受審」ではなく「事業に参加」といった理念をもとに、第三者による保育サービスの質の評価を行う「第三者評価事業」を実施している。

1 第三者評価事業の目的

- (1) 個々の事業者が評価を通じて事業運営における具体的な問題点を把握し、保育サービスの質の向上を図る。
- (2) 利用者が保育サービスの内容を十分に把握できるようにする。

2 評価対象施設等

- (1) 対象施設 北九州市内の認可保育所・認定こども園及び地域型保育事業所
 *認可外保育施設については、同様の基準で評価を希望する場合には評価の対象とする。
- (2) 募集方法 評価を希望する事業者を「公募」
- (3) 募集数 年間15～20施設程度
- (4) 経 費（事業者負担） 無料

3 第三者評価実施機関 ⇒ 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会

- (1) 委員構成
 保育に関する専門知識や実務経験を有する委員で構成（2024年度は12名）
- (2) 役割
 - ① 評価基準の策定や第三者評価事業の仕組みなどの調査審議
 - ② 評価基準に基づく施設の実地調査及びその評価
- (3) 組織
 - ① 実地調査部会：施設の実地調査を行う。（16名）
 ※「実地調査部会」には実地調査のみを行う「専門委員」を別途任命（11名）
 - ② 評価決定部会：実地調査結果に基づいて当委員会としての評価を決定する（4名）

4 評価基準

- (1) 国の基準をベースに北九州市独自の基準「北九州市児童福祉施設等評価基準（保育所編）」及び「北九州市児童福祉施設等評価基準（地域型保育事業所編）」を作成。毎年度改正。
- (2) 評価対象
 - ① 子どもの発達援助
 - ② 子育て支援
 - ③ 地域の住民や関係 機関等の連携
 - ④ 運営管理

5 評価方法

(1) 自己評価

実地調査の2ヶ月前に参加事業者が評価基準に沿って自己評価を実施

(2) 事前提出書類

実地調査の1ヶ月前に自己評価結果等の市長が指定する書類を参加事業者より提出

(3) 保護者アンケート

実地調査の2ヶ月前に施設利用者の意識を把握するために実施

(4) 実地調査

(1)～(3)の内容をもとに実地調査部会の委員が評価対象施設の実地調査を実施

(5) 評価決定

実地調査結果の報告に基づき、評価決定部会が評価を決定

6 評価結果

(1) 第三者評価結果票

事業者の取り組み状況を文書により簡潔に記した「総合評価」及び「評価対象ごと(4分類)の評価結果」を記載

(2) 第三者評価 評価項目別結果票

評価項目(保育所37項目・地域型保育事業所36項目)毎に細部にわたって評価した結果を記載

7 評価結果の公表等

(1) 公表内容

①第三者評価結果票 ②事業者からのコメント ③保育所の概況

(2) 公表場所 区役所保健福祉課及び子ども家庭局ホームページ

(3) 公表期間 評価実施日から5年目に該当する年度の末日まで

*公表期間を延長する場合がある

8 再評価(3年次評価)

(1) 対象施設 保育サービスの改善等の取り組みについて再評価を希望する参加事業者

(2) 実施時期 評価実施日から3年目に該当する年度

(3) 実施方法 改善を証明する書類等に基づき「評価決定部会」において審査結果公表

(4) 結果公表 既に公表中の第三者評価結果票に追加

9 事業実施状況

平成13年度 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会設置

平成14年度 評価の仕組みや基準を検討・試行事業として3施設実施

平成15年度 本格事業開始 通常評価実施15施設

平成16年度 通常評価実施20施設

平成17年度 通常評価実施20施設

平成18年度 通常評価実施15施設・再評価実施10施設

平成19年度 通常評価実施17施設・再評価実施12施設

平成20年度 通常評価実施15施設・再評価実施12施設

平成21年度 通常評価実施12施設・再評価実施 7施設

平成22年度 通常評価実施10施設・再評価実施10施設
平成23年度 通常評価実施13施設・再評価実施 9施設
平成24年度 通常評価実施 5施設・再評価実施 6施設
平成25年度 通常評価実施 6施設・再評価実施 9施設
平成26年度 通常評価実施 2施設・再評価実施 7施設
平成27年度 通常評価実施 6施設・再評価実施 6施設
平成28年度 通常評価実施 6施設・再評価実施 7施設
平成29年度 通常評価実施(保育所6・小規模保育所 2 施設)・再評価実施3施設
平成30年度 通常評価実施(保育所3・地域型5施設)・再評価実施7施設
2019年度 通常評価実施(保育所3・地域型2施設)・再評価実施13施設
令和2年度 通常評価実施(保育所1+地域型保育1)・再評価実施2
令和3年度 通常評価実施(保育所3)・再評価実施(保育所3+地域型2施設)
令和4年度 通常評価実施(保育所2+認可園2施設+地域型6施設)・再評価実施2施設
令和5年度 通常評価実施(保育所2+認可園1施設+地域型2施設)・再評価実施3施設
令和6年度 通常評価実施(保育所2+地域型3施設)・再評価実施2施設

令和6年度 入所児童数

北方保育所(定員:120人)

単位:人

	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R6.4月	3	22	24	20	21	23	113
5月	4	24	25	21	21	23	118
6月	6	24	25	21	21	23	120
7月	8	24	22	21	20	23	118
8月	9	24	22	21	21	23	120
9月	10	24	23	21	20	23	121
10月	11	24	23	21	20	23	122
11月	12	24	23	21	20	23	123
12月	12	24	23	21	20	23	123
R7.1月	13	24	23	21	20	23	124
2月	14	24	23	21	20	23	125
3月	15	24	23	21	20	23	126
計	117	286	279	251	244	276	1453

平均入所児童数 121

令和7年4月 入所児童数

単位:人

施設名	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
北 方	2	21	24	23	20	20	110
標準時間	1	19	22	22	16	17	
短時間	1	2	2	1	4	3	
計	2	21	24	23	20	20	110

令和6年度 延長保育 利用状況

北方保育所(定員:120人)

単位:人

	登録児童	A・B階層児童	利用児童
R6.4月	11	0	6
5月	15	0	7
6月	14	0	8
7月	12	0	8
8月	13	0	8
9月	13	1	8
10月	13	1	8
11月	13	1	7
12月	13	1	7
R7.1月	12	1	8
2月	13	1	7
3月	16	1	9
計	158	7	91

1ヶ月あたりの平均利用児童数

8

令和6年度 一時保育 利用状況

北方保育所(定員:120人)

単位:人

	断続的	緊急的	リフレッシュ	合計
R6.4月	6	0	0	6
5月	8	0	0	8
6月	0	0	0	0
7月	0	0	0	0
8月	0	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	0	0	0	0
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
R7.1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
計	14	0	0	14

保 育 所 の 概 況

令和7年4月1日現在

保育所名	北 方 保 育 所		施設長名	澁 谷 邦 子			
所 在 地	〒 802-0841 北九州市 小倉南区 北方二丁目16-10						
電話番号	093-941-6984		FAX番号	093-941-2675		認可年月	平成28年4月
設置主体	北 九 州 市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		(社福)北九州市保育事業協会		
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他() 3階建(1・2階部分)						
建物延床面積	1,122.9 m ²		屋外遊戯場面積(m ²)		m ²		

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員				20	20	25	65
3号定員	15	20	20				55
開所時間	7:00 ~ 18:00			保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)						

職員数	21人	内 訳 : 施設長(1人) 保育士(17人) 調理員(2人) その他(1人)
-----	-----	--

施設の目的 運営の方針 保育の方針	保育方針	
	・家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。 ・地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援などを行います。 ・倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに専門性の向上に努めます。	

1 日 の 過 ぎ し 方	0・1・2歳の子ども		3・4・5歳の子ども	
	7:00	開所・登所 自由あそび	7:00	開所・登所 自由あそび
	9:30	おやつ	9:30	朝の集まり
	10:00	子ども一人ひとりの発達を促す あそび	10:00	各年齢に応じたあそび 運動遊び・製作 リズムあそび・散歩等
	11:15	給食準備 (0歳児は離乳食になります)	11:30	給食
	12:30	昼寝	13:00	昼寝
	15:00	おやつ (手作りおやつもあります)	15:00	おやつ (手作りおやつもあります)
	18:00	降所 (延長保育)	18:00	降所 (延長保育)
	19:00	閉所	19:00	閉所

保育所名	北 方 保 育 所
------	-----------

年間行事 予 定	4月 進級式・入所式・新年度保護者説明会 親子遠足(3. 4. 5歳児)	10月 運動会・園児健康診断・遠足 北方子育て広場(保健福祉課主催)
	5月 園児健康診断・個人懇談会 あそぼう会・シルエット観劇	11月 芋ほり・焼き芋クッキング・北方小学校フェスティバル あそぼう会
	6月 保育参加・歯科検診・プラネタリウム見学 北方子育て広場(保健福祉課主催)	12月 生活発表会・サッカー教室・クリスマス会 年長者とのふれあい昼食会
	7月 プール開き・おまつりごっこ・新一年生とあそぼう 七夕のつどい・クッキング(夏野菜) 交通安全教室	1月 個人懇談会・年長者との交流・クッキング(カレー) 総合避難訓練・防犯教室 北方子育て広場(保健福祉課主催)
	8月 プール納め・あそぼう会	2月 保育参観・講演会・節分・クッキング(クレープ)
	9月	3月 ひな祭・市民センター文化祭・お別れ会・お別れ遠足 卒園式・修了式
	月例行事 誕生会・避難訓練・不審者訓練・体操教室(年中・年長児)・図書貸し出し・食育活動 身体測定・給食関係者0-157検査・職員会議・園内研修・ケース検討会議 その他 日帰り保育(年長児)・菜園活動・一日保育士体験・小・中・高生体験学習受け入れ ボランティア学生受け入れ・小学校授業参観参加・消防設備機器点検・設置遊具等の安全点検・市民センターとの交流 所内消毒・ワックスがけ・事業協会施設長定例会議及び主任保育士会議は必要に応じて開催する	
各種保育 事業の 実施状況	●延長保育 仕事等で必要な方は、延長保育を行っています。 延長保育時間(保育標準時間認定児) 18:00 ～ 19:00 利用料 2,500円(月額)申し込みにより (保育短時間認定児) 受入時間帯(9:00～17:00)を越える時間、利用可 利用料 延長保育保護者負担額表に基づく ●一時預かり事業の実施 (1) 非定型的保育 保護者などの労働、職業訓練、就労などにより、家庭保育が断続的に困難となる児童で、週3日を限度として お預かりしています。 (2) 緊急保育 保護者などの疾病、出産、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭など社会的に止むを得ない事由により緊急、 一時的に家庭保育が困難となる児童で14日以内を限度としてお預かりしています。 (3) 育児リフレッシュ保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために、ボランティア活動、地方自治体が行う行事への参加等の 地域活動や文化、体育活動等を行うことによって、保育を必要とする児童で週3日を限度とします。 ●地域活動事業 『あそぼう会』で未就園児とその保護者に保育所でのあそびの紹介、子育て相談をしています。 北方小学校と交流し、楽しくあそんだり学んだりしています。 中高生の体験学習や小学校の先生の一日保育士体験を通して、保育所の理解や命の大切さを学んでもらっています。 ●障害児保育事業の実施 ・ 随時 入所可 共に育つ、関わりを大切にした保育を行っています。	
利用の開始 及び終了に 関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を 勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。	
実費に係る 利用 者 負 担 金	・副食費(月額 4,500円) → 3～5歳児クラスの児童に食事を提供する費用(おかず、おやつ、お茶、牛乳等) ・主食費(月額 2,000円) → 3～5歳児クラスの児童の食事を提供する費用(ご飯、パン等) ・日本スポーツ振興センター共済掛金 250円 ・体操服(希望者) 上:1,410円 下:1,020円 ・カラー帽子 1,100円 ・絵本(希望者) 4,000円～12,000円	
そ の 他 特 記 事 項	【緊急時における対応方法】 ・保育・教育の提供中に、利用児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用児の家族等に連絡をする とともに、嘱託医又は利用児の主治医に相談する等の措置を講じる。 ・保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じ る。 ・利用児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。 【非常災害対策】 ・非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それら を定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 ・職員による利用児に対する虐待等の行為の禁止 ・虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 ・その他虐待防止のために必要な措置	

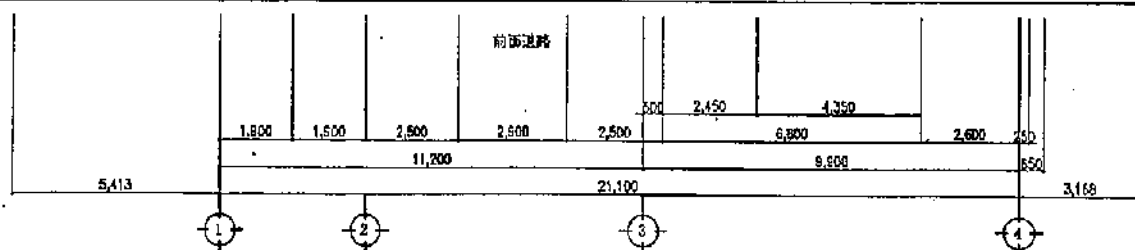
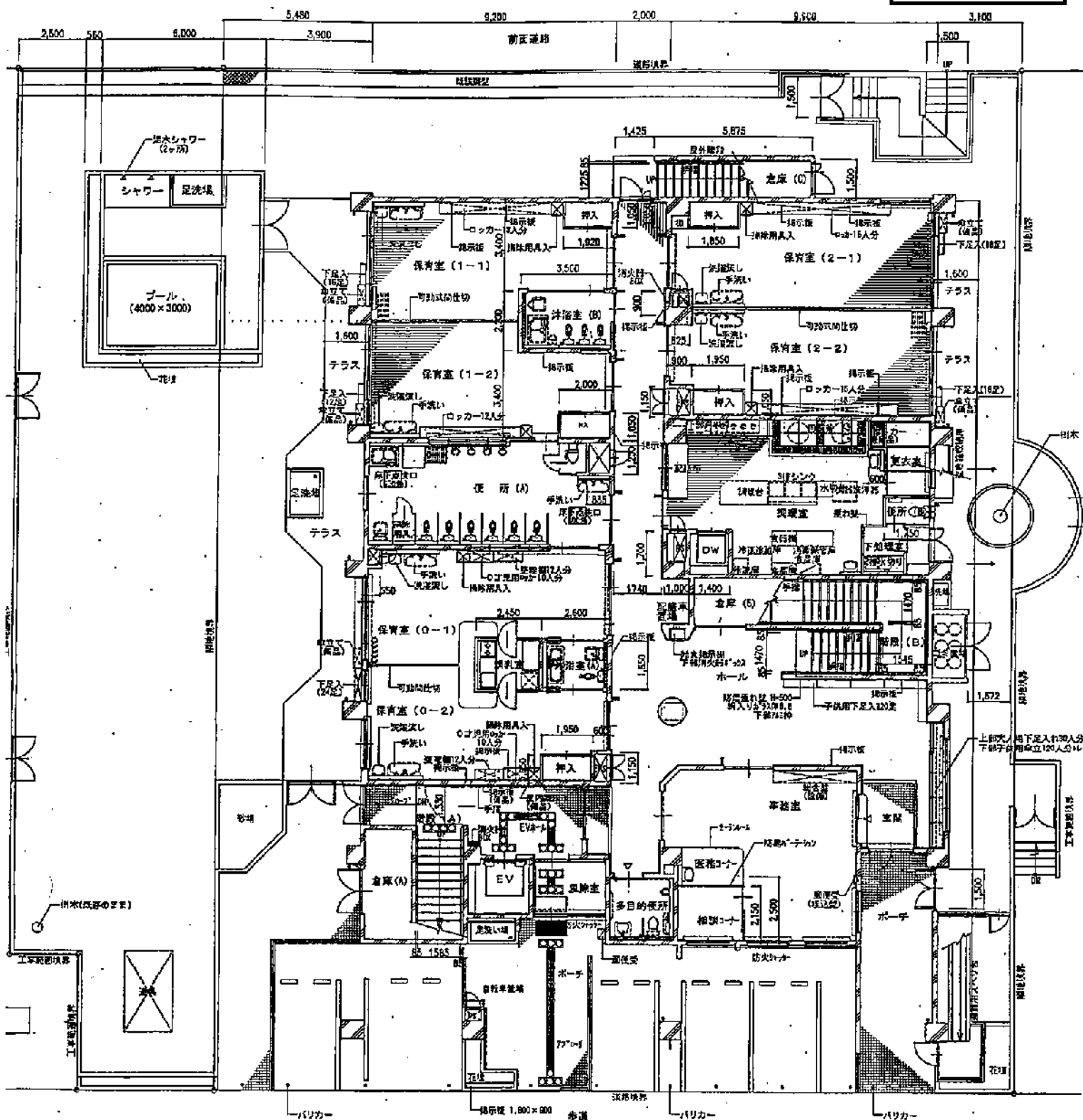
位置図

< 北九州市立北方保育所（小倉南区北方二丁目16番10号） >



北方保育所

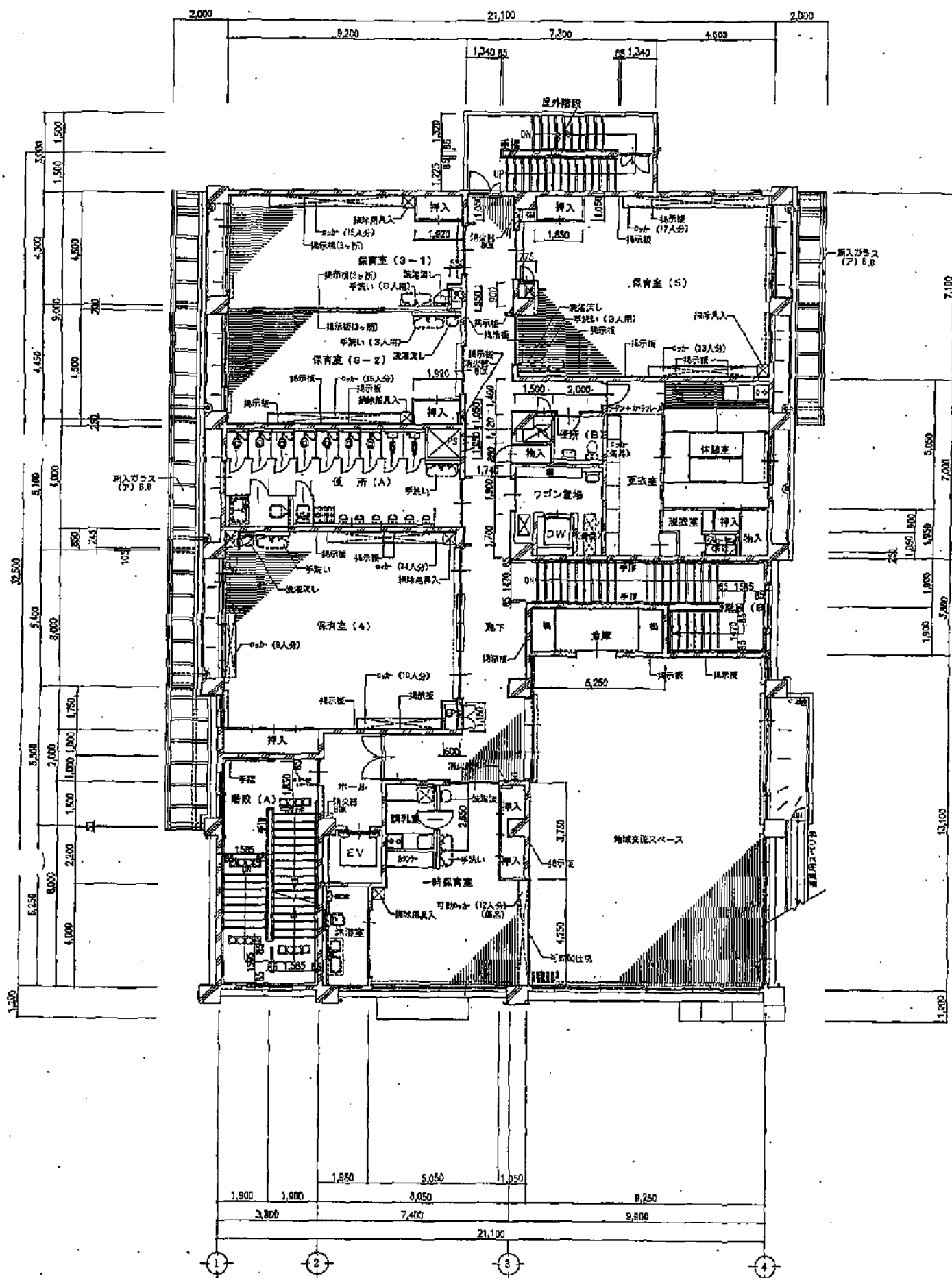
平面図



1階平面図 1:200

北方保育所

平面图



2階 平面図 1:200

	发信机 (广播)
	至各机 (输出)